

介護・医療保険契約書別紙(兼重要事項説明書)

【事業目的】

株式会社Vrackが開設する訪問看護ステーションLink(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者等に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

【運営方針】

1. 事業においては、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5. 指定訪問看護等の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	カブシキガイシャ ブイラック 株式会社Vrack
代表者氏名	代表取締役 田岡 真輝
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒763-0093 TEL:0877-43-2425 香川県丸亀市郡家町654-3 Msコート203 FAX:0877-43-2426

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーションLink
介護保険指定事業者番号	3760290274
事業所所在地	〒763-0093 香川県丸亀市郡家町654-3 Msコート203
連絡先 相談担当者	TEL: 0877-43-2425 FAX: 0877-43-2426 管理者 川西 礼美
事業所の通常の事業の実施区域	1)丸亀市、宇多津町、多度津町、善通寺市、琴平町の全域(ただし、各市町の島しょ部を除く) (2)三豊市のうち、三野町大見、高瀬町上麻、高瀬町上勝間、高瀬町上高瀬、高瀬町下麻の区域 (3)まんのう町のうち、生間、買田、岸上、公文、五 條、佐文、四 條、長尾、西高條、羽間、東高條、真野、宮田、吉野、下吉野の区域 (4)坂出市のうち、青葉町、旭町、池園町、入船町、江尻町、沖の浜、笠指町、川崎町、川津町、京町、久米町、寿町、駒止町、小山町、御供所町、坂出町、昭和町、白金町、新浜町、谷町、築港町、中央町、常磐町、西大浜北、西大浜南、西庄町、八幡町、花町、福江町、富士見町、文京町、本町、宮下町、室町、元町、横津町の区域
通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費	(1)自動車を使用した場合は、1kmにつき100円を徴収する。 (2)距離は当ステーションを起点とした往復距離とし、端数は0.5km以上を切り上げる。 (3)島嶼部等で船舶を使用した場合は、その実費を徴収する。

(2026年4月1日より)

(2) サービス提供時間帯

	昼時間帯
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
事業所の営業日	月火水木金
事業所の休業日	12月30日～1月3日

(※1) 営業日及び営業日のほか、利用者から申込みがあった場合には、必要に応じてサービスを提供するものとする。

(※2) 電話等により24時間常時連絡が可能であり、かつ、必要に応じて緊急時訪問看護を提供できる体制を整えるものとする。

(3) 事業所の職員体制

1 管理者 保健師又は看護師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 看護職員(保健師、看護師又は准看護師) 2.5名以上

看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

3 理学療法士等 1名以上

理学療法士等は、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と連携して作成し、看護業務の一環としてのリハビリテーションの提供に当たる。

3 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービス内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 保険外の場合には弊社独自のサービス計画となる場合があります。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) 病状、心身の状況の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排せつ等日常生活の世話 (4) じよく瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためにやむを得ない場合を除く)
- 6 その他の利用者又は家族などに対して行う宗教、政治、営利活動、その他迷惑行為

(3) 以下の業務に関しては保険外サービスとなります

- 1 家事
- 2 長時間に及ぶ付き添い・見守り
- 3 屋外や施設等へのケアプランに記載していない場所への介助や誘導
- 4 各種斡旋や紹介

4(1) 料金について 介護保険(予防訪問看護)

サービス内容	単位	利用料 10割	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
予防訪問看護Ⅰ-1 20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
予防訪問看護Ⅰ-2 30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
予防訪問看護Ⅰ-3 30分以上60分未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
予防訪問看護Ⅰ-4 60分以上90分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
予防訪問看護Ⅰ-5 1単位 リハビリ20分(※1)	284	2,840円	284円	568円	852円
予防訪問看護Ⅰ-5 2単位 リハビリ40分	568	5,680円	568円	1,136円	1,704円
予防訪問看護Ⅰ-5 2超 3単位 リハビリ60分	426	4,260円	426円	852円	1,278円
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回) 在宅気管切患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態等(※2)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回) 在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	254	2,540円	254円	508円	762円
(Ⅰ)(30分以上) 1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行なった場合	402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	201	2,010円	201円	402円	603円
(Ⅱ)(30分以上) 看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合	317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合	300	3,000円	300円	600円	900円
初回加算(Ⅰ) 退院日に初回の訪問看護を提供した場合	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ) 退院日翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(※3) 1ヶ月に1回算定	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
介護職員等処遇改善加算	1.8% ※総単位数に1.8を乗じた単位数が加算されます				

(※1)PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士 リハビリの上限は週に120分までの算定

(※2)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理を含む

(※3)緊急時訪問看護加算、朝・夜、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが

算定することができます。

※午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までにサービスを提供する場合、基本単位数に25%加算されます。

※午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

※准看護師がサービスを提供する場合は基本単位数×90%となります。

(2) 料金について 介護保険(訪問看護)

サービス内容	単位	利用料 10割	負担額 1割	負担額 2割	負担額 3割
訪問看護Ⅰ-1 20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
訪問看護Ⅰ-2 30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護Ⅰ-3 30分以上60分未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護Ⅰ-4 60分以上90分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪問看護Ⅰ-5 1単位 リハビリ20分(※1)	294	2,940円	294円	588円	882円
訪問看護Ⅰ-5 2単位 リハビリ40分	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円
訪問看護Ⅰ-5 2超 3単位 リハビリ60分	795	7,950円	795円	1,590円	2,385円
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回) 在宅気管切患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態等(※2)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	250	2,500円	250円	500円	750円

在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること					
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	254	2,540円	254円	508円	762円
(Ⅰ)(30分以上)	402	4,020円	402円	804円	1,206円
1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行なった場合					
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	201	2,010円	201円	402円	603円
(Ⅱ)(30分以上)	317	3,170円	317円	634円	951円
看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合					
長時間訪問看護加算 特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合	300	3,000円	300円	600円	900円
初回加算(Ⅰ) 退院日に初回の訪問看護を提供した場合	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ) 退院日より以降に初回の訪問看護を提供した場合	300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算 主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)(※3)1ヶ月に1回算定	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
ターミナルケア加算 死亡月に1回算定	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
介護職員等処遇改善加算	1.8% ※総単位数に1.8を乗じた単位数が加算されます)				

(※1)PT:理学療法士、OT:作業療法士、ST:言語聴覚士 リハビリの上限は週に120分までの算定

(※2)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理を含む

(※3)緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、朝・夜、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までにサービスを提供する場合、基本単位数に25%加算されます。

※午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

※准看護師がサービスを提供する場合は基本単位数×90%となります。

(3) 料金について 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型)

サービス内容	算定項目	合成単位数	算定単位
定期巡回訪看	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合 2961単位	2961単位	1月につき
定期巡回訪問看護 介5	要介護5の者の場合 +800単位	3761単位	
定期巡回訪看/日割	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合 2961単位	日割り計算 の場合 ÷30.4	1日につき
定期巡回訪看 介5/日割	要介護5の者の場合 +800単位	97単位 124単位	

単位	利用料10割	1割負担	2割負担	3割負担
2961	29610円	2961円	5922円	8883円
3761	37610円	3761円	7522円	11283円
97	970円	97円	194円	291円
124	1240円	124円	248円	372円

※上記以外に必要な加算が算定されます。

(4) 介護職員等処遇改善加算(介護保険共通)

基本の訪問看護料金やその他の加算を合わせた「総利用料金」に対して、1.8%分が加算されます

※働くスタッフの処遇(給与等)の改善に使用されます。

(5) 料金について 医療保険

【通常】訪問看護基本療養費

区分	条件・職種など	料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(I)	看護師、保健師、助産師：週3日目まで	5550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師、保健師、助産師：週4日目以降	6550円	655円	1,310円	1,965円
	専門研修を受けた看護師	12850円	1,285円	2,570円	3,855円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	5550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物	同一建物、同一日2人：週3日目まで	5550円	555円	1,110円	1,665円
	同一建物、同一日2人：週4日目以降	6550円	655円	1,310円	1,965円
	専門研修を受けた看護師	12850円	1,285円	2,570円	3,855円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	5550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中であり一時的な外出時に訪問看護を利用する場合	8500円	850円	1,700円	2,550円
難病等複数回訪問加算	1日2回(同一建物2人以下)	4500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上(同一建物2人以下)	8000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算	1時間30分を超えて訪問看護を提供する週1回まで※1	5200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算(看護師等同行)	同一建物2人以下	4500円	450円	900円	1,350円
複数名訪問看護加算(その他職員同行)	同一建物2人以下	3000円	300円	600円	900円
夜間早朝訪問看護加算	同一建物2人以下(6～8時、18～22時)	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	同一建物2人以下(22～6時)	4200円	420円	840円	1,260円

【精神科】訪問看護基本療養費

区分	条件・時間	算定料	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費(I)	看護師、保健師、作業療法士：週3日目まで(30分以上)	5550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師、保健師、作業療法士：週3日目まで(30分未満)	4250円	425円	850円	1,275円
	看護師、保健師、作業療法士：週4日目以降(30分以上)	6550円	655円	1,310円	1,965円
	看護師、保健師、作業療法士：週4日目以降(30分未満)	5100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) 同一建物	同一建物、同一日2人：週3日目まで(30分以上)	5550円	555円	1,110円	1,665円
	同一建物、同一日2人：週3日目まで(30分未満)	4250円	425円	850円	1,275円
	同一建物、同一日2人：週4日目以降(30分以上)	6550円	655円	1,310円	1,965円

	同一建物、同一日2人:週4日目以降(30分未満)	5100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費(IV)		8500円	850円	1,700円	2,550円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日につき)	2650円	265円	530円	795円
	月15日目以降(1日につき)	2000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算		5200円	520円	1,040円	1,560円
精神科複数回訪問加算	1日2回:同一建物2人以下	4500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上:同一建物2人以下	8000円	800円	1,600円	2,400円
複数名精神科訪問看護加算(看護師等同行)	1日1回:同一建物2人以下	4500円	450円	900円	1,350円
複数名精神科訪問看護加算(補助者等同行)	同一建物2人以下	3000円	300円	600円	900円
夜間早期訪問看護加算	同一建物2人以下(6～8時、18～22時)	2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	同一建物2人以下(22～6時)	4200円	420円	840円	1,260円

【訪問看護管理療養費】

訪問看護管理療養費	機能強化型1	13760円	1,376円	2,752円	4,128円
	機能強化型2	10460円	1,046円	2,092円	3,138円
	機能強化型3	9030円	903円	1,806円	2,709円
	機能強化型4	9030円	903円	1,806円	2,709円
	1から4まで以外の場合	7710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費(2日目以降)	単一建物居住者が20人未満	3010円	301円	602円	903円
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組あり	6800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外	6520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度の高い利用者の場合 ※2	5000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合 ※3	2500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	1回につき(月2回を限度)	8000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	院時共同指導を行う際に、特に医療的な管理が必要な場合	2000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行う場合	3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行うことを評価する場合	2000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援	2500円	250円	500円	750円

訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50円	5円	10円	15円
訪問看護医療情報連携加算	在宅で療養を行っている通院が困難な利用者に対し、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、連携する保険医療機関等の多職種とICTを用いて記録した診療情報等を活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する	1000円	100円	200円	300円
ベースアップ評価料	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1050円	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料	物価対応料1:月の初日の訪問	60円	6円	12円	18円
	物価対応料1:月の2日目以降の訪問	20円	2円	4円	6円
	物価対応料2	20円	2円	4円	6円
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1	1500円	150円	300円	450円
	訪問看護情報提供療養費2	1500円	150円	300円	450円
	訪問看護情報提供療養費3	1500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1	25000円	2,500円	5,000円	7,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10000円	1,000円	2,000円	3,000円
	遠隔死亡診断補助加算	1500円	150円	300円	450円

※1 訪問看護を行うにつき安全な提供体制整備されている事業所であり、利用者に対して訪問看護基本療養費を算定すべき訪問看護を行なっているものが、利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に対して提出するとともに、ご利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行なった場合に算定する料金

※2 人工呼吸器を使用している状態にある方

特別訪問看護指示期間の方

特別な管理を必要とする方(※2、※3)

※3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

※4 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

加算同意確認欄

緊急時訪問看護加算

同意する ・ 同意しない

* 同意の意志に変更が生じた場合は別紙にて改めて同意の確認をとります *

その他料金

・エンゼルケア料(死後の処置):16500円(15000円+税)

自宅でお看取りした際に看護師が死後の処置をした場合に実費算定します。

・キャンセル料:サービス提供日の前日17時30分～当日1時間前まで2,200円実費

サービス提供開始1時間前以降のキャンセルはサービス提供金額10割の実費

5 料金の支払い方法について

一ヶ月の利用料金をまとめて次月に訪問する際、請求書を渡し末日までに現金にてお支払い頂くか、振込を利用することもできます。

但し、振替・振込料金に係る全ての手数料は利用者の負担になります。

引き落としに関しては翌月26日(休日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

引き落としは代行会社からとなります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が完結する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治医の指示並びに利用者の係る居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する居宅「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明しますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向の変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、全て当事業者が行います。実際の提供は、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (6) サービスの提供時間は、道路交通事情や緊急訪問等で時間の遅れや前後することがありますので、ご了承ください。15分程度の遅れの場合、連絡せず最短で訪問できるように致します。
- (7) チーム制を導入しているため、訪問スケジュールや訪問スタッフは一定にならない場合がありますのでご了承ください。

7 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	川西 礼美
-------------	-------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援しています。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8 身体的拘束等の適正化のための処置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的 to 実施します。

9 ハラスメントの防止

事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を拝啓とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
 - ③ 性的言動、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為上記は、当事業所職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族などが対象となります。
- (2) マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、看護・介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 業務計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実

施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問看護師等及び事業者の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・看護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という。)はサービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2)情報の保護について	1 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁氣的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) 4 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネジャー、関係者以外への送付・使用をいたしません。

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および、利用者または利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるものとします。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

18 サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容を記録書に記載致します。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮る事があります。(適正に保管・管理致します)
- (3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- (4) 利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の維持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20 サービス提供に関する相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

連絡先	TEL:0877-43-2425 FAX:0877-43-2426
担当者	管理者:川西 礼美
その他	相談・苦情については、所長及び管理者が対応します。

21 サービスに関する相談や苦情

香川県国民健康保険団体連合会	087-822-7453
介護保険課	087-822-7435
丸亀市高齢者支援課	0877-24-8831
多度津町高齢者保健課	0877-33-4488
善通寺市保健福祉部高齢者課	0877-63-6331
宇多津町保健福祉課	0877-49-8003
琴平町住民福祉課高齢者福祉担当	0877-75-6706
まんのう町福祉保険課	0877-73-0124
三豊市健康福祉部介護保険課	0875-73-3017

西曆 年 月 日

事業者は、利用者様へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 香川県丸亀市郡家町654-3 Msコート203

事業者 株式会社Vrack

代表者 代表取締役 田岡 真輝 (印)

説明者 (印)

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈代理人〉

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄： _____）